

国民健康保険都道府県単位化に係る意見書

2018年4月からの国民健康保険都道府県単位化にむけて、厚生労働省は昨年10月に事業費納付金及び標準保険料率の簡易計算システムを都道府県におろし11月末と1月末の2回の試算を報告することとしていました。

保険料がどうなるのか、被保険者にとって暮らしを左右する大変重要な問題です。各市町村には低所得者の保険料を軽減するなど地域の実情に応じて制度を定めてきた歴史があります。以下の内容について実現していただくよう要請します。

記

- ① 2018年度以降も、現在以上に保険料を上げないこと。払える保険料にすること。
- ② 一般会計法定外繰入、保険料決定など、市町村における独自の権限を侵害しないこと。
- ③ 準備が整わないままの拙速な実施はせず、延期することも検討すること。
- ④ 国に対し、国民健康保険の安定的な運営のため、十分な財政措置を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年9月27日
沖縄県豊見城市議会

あて先 沖縄県知事、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、
総務大臣、厚生労働大臣